労働時間の縮減に関する項目

勤務時間短縮については、平成２２年１０月より、これまでの１日８時間の勤務時間を７時間４５分と短縮したところ。

平成２９年８月、教育庁内に教職員の働き方改革に係る検討組織を立ち上げ、必要な取組みについて検討中。

時間外労働の縮減に関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成２０年１月に「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、様々な角度から検討を行ってきた。

平成２４年度においては、府教育委員会として検討すべき取り組みを「教職員の業務負担軽減に関する報告書」にとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育庁の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていく。

　府立学校における「教職員の勤務時間の適正な把握」の具体的手法については、平成２２年５月に「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」を策定し、府立学校における教職員の勤務時間の適正な把握に努めているところ。

平成２４年１０月から退勤スリットを実施したことを踏まえ、勤務時間管理者である校長等が出退勤データを活用し、時間外等実績を把握することとした。また、１月当たりの時間外等実績が８０時間を超える者に対しては、ヒアリング等を実施し、当該時間外等実績に係る主な業務内容等について把握の上、必要に応じ、業務処理方法の改善に関する指導若しくは助言を行うこととしたところ。

時間外労働の縮減に関する項目

全校一斉退庁日の設定及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化については、平成２８年１２月７日に各府立学校あて通知し、平成２９年１月から各校の状況に応じ試行実施、４月から完全実施しているところ。

時間外労働の縮減に関する項目

労働安全衛生規則等の改正を受けて、「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」を平成２９年９月に一部改正した際、安全衛生管理者等に、引き続き適正に実施するよう周知したところ。

　また、市町村教育委員会に対しても、本改正要綱を参考送付し、医師の面接指導の実施に努めるよう、働きかけたところ。

時間外労働の縮減に関する項目

教員の業務負担軽減については、実態に即した勤務形態の導入等の制度面の整備と学校現場における適切な運用、そして教職員一人ひとりの意識改革が不可欠であることから、学校毎の特色を活かしながら教員の業務負担軽減の取組みを進めることができるよう、勤務時間外における電話対応の制限などをはじめとした「府立学校における長時間勤務の縮減に向けた取組事例」を、平成２８年１２月２日に各府立学校あて周知し、各校の状況に応じた取組みを促したところ。

特別休暇に関する項目

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成２２年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充や新設は困難。

人事異動基準に関する項目

人事異動については、交流を希望する教員について、相互の人事の状況を踏まえて協議を進めてきたところであり、引き続き、適切に対処してまいる。

給与制度に関する項目

府においては、教育職給料表が適用される臨時的任用職員について、平成２９年４月１日以降に期末手当及び勤勉手当の在職期間の通算を認めている他の地方公共団体から引き続き採用となる場合には、他の地方公共団体の期間を府の在職期間に算入することとしたところ。

講師登録制度に関する項目

講師登録制度の改善については、経験に着目した登録区分を設けることや、登録手続きを簡素化するなどの改善を、平成２０年度から実施しているところ。

教職員の負担軽減に関する項目

同じ障がい種別８人までを１学級とする支援学級の編制基準の見直しについて、引き続き国に対して要望してまいる。

支援学級の増加分に相当する教員定数についても、府の配分方針のとおり増配置してきているところ。今後とも、各学校の状況等を把握しながら適切な対応に努めてまいる。